

## 「サイクリングしまなみ2026」誘客促進事業 募集要領

この要領は、「サイクリングしまなみ2026」誘客促進事業を実施する事業者を広く募集し、手続に必要な事項を定めるものである。

### 1 趣旨

令和8（2026）年10月25日（日）に開催される、瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会「サイクリングしまなみ2026」（以下、「大会」という。）へ県外及び国外からの誘客をはかるため、大会前後泊の宿泊等と大会出走枠をパッケージにした旅行商品・宿泊プラン（以下、「旅行商品等」という。）を造成、販売する事業者を募集し、瀬戸内エリアへの周遊を促進する。

### 2 大会の概要

- ・大会名称：瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会「サイクリングしまなみ2026」
- ・開催期日：令和8年10月25日（日）
- ・前日受付：令和8年10月24日（土）  
大会の前日に誓約書、自転車検査証の確認、ゼッケン受渡し等の受付を実施  
(受付会場：しまなみ交流館「テアトロシェルネ」尾道市東御所町10-1)
- ・開催場所：瀬戸内しまなみ海道及びその周辺地域
- ・参加人数：7,000人程度
- ・大会HP：<https://cycling-shimanami.jp/>

### 3 提供する大会出走枠

#### （1）対象コース

Aコース IMABARI70 尾道(向島)⇒今治（片道・約70km）

- ・スタート集合：尾道市向島運動公園（集合後、向島ICに移動）
- ・瀬戸内しまなみ海道本線利用区間：向島IC→大三島IC（約23km）
- ・一般道区間：大三島→(大三島橋)→伯方島→(伯方・大島大橋)→大島→(来島海峡大橋)  
→今治市内

#### （2）提供枠の上限数

80名

※1社あたりの提供枠の上限数は30名とする。

※提供枠が上限数に達した時点で受付停止とする。

※提供した出走枠が不要となった場合、下記「4 事業内容及び要件等」（2）アに記載のとおり返還すること。

#### （3）大会参加料について

物価高騰等を踏まえ、参加料を改定する予定（令和8年2月中旬公表予定）

#### (4) 注意事項

参加料等支払時にWEBシステム利用料として、次のとおり使用料が加算されるため、旅行商品の造成にあたり留意すること。

【国内旅行社（国内に事務所がある海外ツアー含む）】エントリー内容（※）の5.5%

【海外旅行会社】エントリー内容（※）の11%

※上記「エントリー内容」は、大会参加料、手荷物預かりサービス等利用料、

公式記念グッズ購入費など、WEBシステム上で申込するすべての内容が含む。

### 4 事業内容及び要件等

#### (1) 事業内容及び要件

以下の要件を満たす旅行商品等を造成、販売する事業者に対して大会出走枠を提供する。

- ア 県外又は国外からの旅行者を対象としたものであること。
- イ 発着地を県外で設定していること。
- ウ 大会の前日又は後日において、広島県内に1泊以上宿泊するものであること。
- エ しまなみ海道周辺の観光情報の発信やオプショナルツアーを組み合わせるなど、周遊を促す工夫を講じること。
- オ 当該旅行商品等の購入者が、円滑に大会に参加できるよう、必要な各種サポートについて、事業者などにおいて確保すること。
- カ 当該旅行商品の販売は、事業者において実施すること。特に、海外の旅行者を対象とする場合、海外旅行会社と提携する等、海外の旅行者が購入できる販路を確保すること。
- キ 販売状況について、月末ごとに、「販売状況報告書」（様式第5号）により、サイクリングしまなみ実行委員会広島県本部（以下、「実行委員会広島県本部」という。）に報告すること。
- ク 販売期間は、令和8年4月13日（月）～令和8年6月30日（火）までの間で設定すること。事業の完了期限は、令和8年10月25日までとする（ただし、旅行期間が同日以降も継続する場合は、その旅行期間の最終日までとする）。

※販売期間の延長を希望する場合、実行委員会広島県本部との協議により決定する。

- ケ 旅行商品等の販売に際しては、大会公式ロゴマークを各媒体で明示の上、大会PRにも努めること。

※ロゴマークの使用に当たっては、下記サイトに定める使用要領を確認すること。

<https://cycling-shimanami.jp/logo-guide.html>

#### (2) 留意事項

- ア 提供した出走枠について、令和8年4月30日（木）、令和8年6月30日（火）時点において、不要となった枠は、実行委員会に返還すること。
- イ 出走枠に係る料金納入は、令和8年7月24日（金）までに、実行委員会が指定する金融機関口座へ振込みすること。
- ウ 出走者（旅行商品の購入者）に係る情報について、令和8年7月24日（金）までに、実行委員会が別途指定するエントリーフォームに入力すること。なお、同入力後は、エントリーフォームでの購入者に係る情報の変更又は取消しを認めない。
- エ 造成、販売にあたっては、旅行業法などの関係法令等に違反しないこと。

## 5 事業対象者

(1) 次の各号のいずれにも該当すること。

ア 国内に事業所を有し、県外又は国外の旅行者を対象とした、広島へ誘客する旅行商品等の販売実績があること。

イ 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号。）第 3 条の登録を受けた者のうち、第 1 種旅行業務、第 2 種旅行業務及び第 3 種旅行業務を営む者であること。

※事業の内容に応じ、旅行業観光庁長官又は都道府県知事による旅行業

(3) 次の各号のいずれかに該当しないこと。

ア 大会の開催および運営に支障を来すおそれのあるもの

イ 宗教活動、政治活動、選挙活動又はこれらの団体の宣伝活動を行うもの

ウ 暴力団又はこれに類する団体であるもの

エ その他、公序良俗に反するなど実行委員会が不適当と認めるもの

## 6 応募方法

(1) 提出書類

①交付申請書及び事業計画書（様式 1）

②関係書類（申請者の概要および実績等が分かる参考資料）

(2) 提出方法

郵送、持参又は E メールで、実行委員会広島県本部（問合せ先）に提出すること。

(3) 提出期間

下記の期間で随時受け付ける。ただし、提供枠が上限に達した時点で受付停止とする。

令和 8 年 2 月 6 日（金）～令和 8 年 3 月 6 日（金）

## 7 提供枠数の決定

- 事業計画書の内容について、必要に応じて、ヒアリングを行った上で、提供枠数を決定する。
- 応募者が希望する枠数が提供枠数を上回った場合は、提供枠数を調整する場合がある。
- 提供枠数の決定は、応募受付後、2 週間をめどに、実行委員会広島県本部から書面で通知する。

## 8 決定後の事業の実施及び事業計画の変更等

- 販売状況について、販売状況報告書（様式 5）により、実行委員会広島県本部に報告すること（月末締め、翌月 10 日までとする）。
- 事業計画の変更・中止に伴い、枠数が不要となった場合は、事業計画変更／中止届出書（様式 3）により、速やかに実行委員会広島県本部に報告すること。

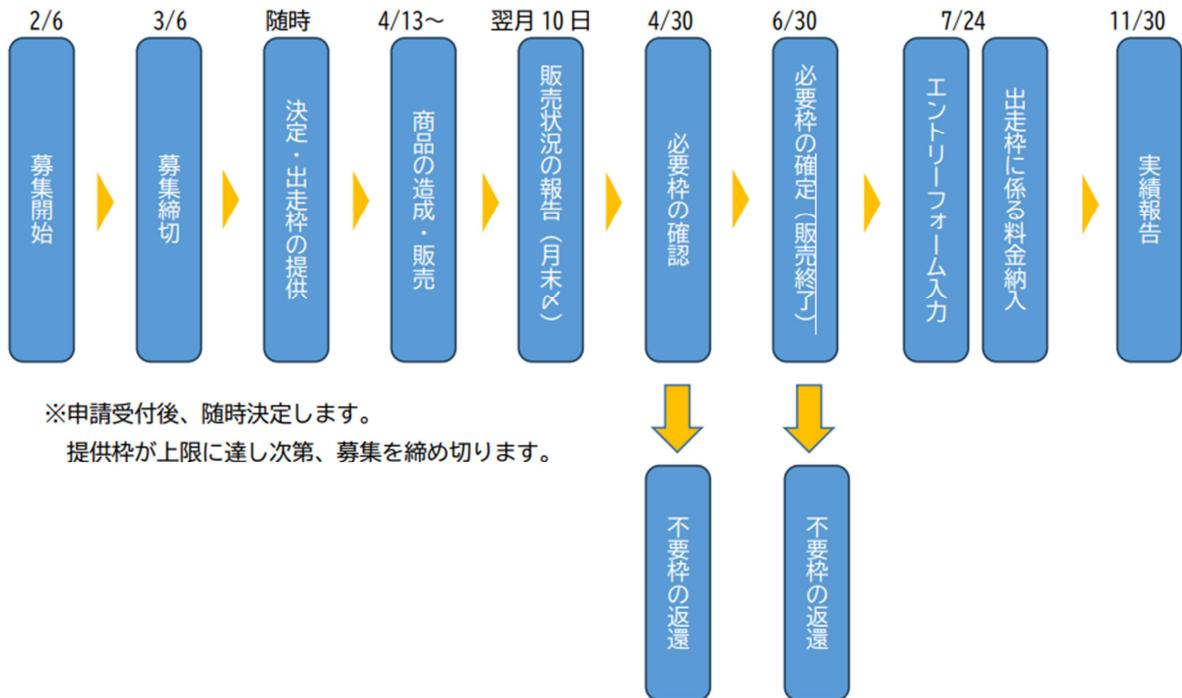
## 9 実績報告

令和 8 年 11 月 30 日（月）までに、次に掲げる実績報告書に必要な書類を提出すること。

①実績報告書（様式 4）

②関係書類（チラシ、パンフレットなど、旅行商品等の販売実態が分かる資料）

## 【事業実施フロー】



【問合せ先】サイクリングしまなみ実行委員会広島県本部

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県商工労働局観光課 サイクリング担当

電話 (082) 513-2423 (ダイヤルイン)、FAX (082) 223-2135

電子メール : syokankou@pref.hiroshima.lg.jp